

# 「美しい分煙社会」の作り方

## 第11回 ついに「分煙法」国会提出へ

須田慎一郎  
(ジャーナリスト)



分煙法をめぐって小宮山厚労働

本連載の冒頭で「問題法案」として紹介した「受動喫煙防止法」(仮称)が、いよいよ国会に提出されるようになっている。「職場での全面禁煙や分煙を義務付ける」という内容で、これまで検証してきた神奈川や兵庫の分煙条例に近い内容だ。その影響は、景気減速、廃業・失業増加、そして国民の娯楽・自由の剝奪であることはこれまでレポートしてきた通りである。

強制的に喫煙者や非喫煙者を分断させるだけでは何も解決しないことは誰の目にも明らかだ。それで喫煙者が減らないことも過去の事例でわかっている。いっそ喫煙禁止法でも作り、たばこを覚醒剤や麻薬と同じ扱いにすれば受動喫煙問題はなくなるだろうが、財政が火の車のなかで、またぞろたばこ増税を持ち出す永田町と霞が関にそんな考えは毛頭ない。だから、論理的にも経済的にも支離滅裂な法案が出てくるのである。

案の定、その背景には官僚利権が潜んでいる。法案の中身を検証する前に、まずは利権の力ラクリを明らかにしておこう。

改めて説明すると、職場の環境を改善する目的で強制禁煙を義務付ける「労働安全衛生法改正案」は、一般的なオフィスのみならず、飲食店やホテルといったサービス業も対象としており、居酒屋、バー、喫茶店でさえ自由にたばこは吸えなくなる。喫煙者にも経営者にも甚大な影響が出る。「受動喫煙防止条例」を施行した神奈川県では「3年間で237億円の経済損失」が見込まれている。

それを尻目に、小宮山洋子・厚生労働相(当初は副大臣)が旗振り役となって一昨年から急ピッチで議論が進められ、今か今かと提出の機会をうかがってきただけの本法案である。

それがいよいよ国会に出るとき、きつかけとなったのが、厚労相就任早々に飛び出した小宮山氏の「たばこ1箱

700円」発言だった。記憶に新しいように、閣内からも総スカンをくらいい、大恥をかいて撤回せざるを得なかった小宮山氏は、その腹いせでもないのだろうか、事務方に「たばこ増税がダメなら、臨時国会に受動喫煙防止法案を提出したい」と、見当外れな目標を示したという。

なにしろ野田内閣の組閣と所信表明が目的だった9月の臨時国会への提出さえ大真面目に検討されたというのだから、ちょっと異様な執念である。

9月7日付の毎日新聞に目を引く記事が載る。《職場の受動喫煙防止対策を強化へ》秋の臨時国会に「労働安全衛生法改正案」を提出へ

### 労働官僚が「俺にも利権を」

いうまでもなく、今国会は震災復興に向けた第3次補正予算関連法案や復興庁設置の他、国民年金法の改正などがメインテーマである。与党内からも「分煙法

提出したら「何を考えているんだ。もっとやるべき仕事があるだろう」と批判されるのは必至だし、本当に提出するかどうかは常識で考えればわかるでしょう」と顔を曇らせる。どうやら「たばこ税」で恥をかかせて小宮山氏を手なずけたまではよかったが、あまりの暴走ぶりに官僚たちも手を焼いている様子だ。

ただし、この法案が小宮山氏の偏執だけで進められているわけではない点に注意が必要である。国民生活や経済活動を規制するほとんどの法律がそうであるように、この分煙法もまた、規制する側の官僚たちにとって非常に大きな利権を生む「宝箱」だからである。

しかもこの法案が許し難いのは、その利権構造が国家や内閣の権力闘争ですらなく、厚労省内のセクショナリズムにすぎないということである。

た。官僚たちは「体のいい神輿」を最大限利用し、法案提出させようと「ワッショイ、ワッショイ」やっているわけである。そんな馬鹿馬鹿しい役人の利権ぶんどり合いによって、国民生活と経済は多大な影響を受けようとしている。裏に官僚利権がある限り、これを嫌煙大臣の暴走とだけ見ていると危険だ。恐らく小宮山氏が辞めても、民主党が政権を失っても、この法案はいずれ国会に持ち出される。

そもそも受動喫煙防止対策は、旧厚生省が推し進め、03年に施行された健康増進法に定められている。これによって病院の禁煙外来などが潤っているのは周知のとおりである。

しかもこの法案が許し難いのは、その利権構造が国家や内閣の権力闘争ですらなく、厚労省内のセクショナリズムにすぎないということである。

「それまで「たばこ」といえば旧大蔵省の巨大利権で他省庁にはアンタツチャブルだった。それを厚生官僚が自分たちの利権にしたのを見て、労働官僚は、俺たちも一枚かみたい」と前のめりになった。その結果ひねり出されたのが、「職場における受動喫煙防止対策」という大義名分だった。

規制というものは、厳しければ厳しいほど、利権としては大きくなる。予定される法案では、ほとんど実現不可能な内容の禁煙・分煙が義務付けられる見通しだが、実際にはそんな大それた規制をせずとも、喫煙者、非喫煙者が共存する分煙空間は作れる。

だから、すでに健康増進法で対策が取られているにもかかわらず、同じ厚労省から同主旨の別法案が出てくるという「屋上屋」が起きたのである。

法案件成に関係した某官僚はそう告白した。

「幸せの分煙環境」を実例とともにレポートする。法案審議は、是非このレポートを読んでからにしたい。

次回から、本誌が考える「幸せの分煙環境」を実例とともにレポートする。法案審議は、是非このレポートを読んでからにしたい。